

河内長野市施設白書

河内長野市

総務部 資産活用課

平成 26 年 6 月

河内長野市施設白書 目次

| | |
|---|----|
| 第1章 施設白書とその活用について..... | 1 |
| 1. 公共建築物の維持保全・有効活用するための施設白書の作成..... | 1 |
| 2. 施設白書の全体構成..... | 1 |
| 第2章 保有施設全体の現状把握..... | 2 |
| 1. 全国自治体における保有施設の現状..... | 2 |
| 2. 河内長野市における保有施設の現状と将来推計..... | 3 |
| (1) 基準値による比較..... | 3 |
| (2) 地図表示による人口1人あたりの総延床面積とその将来推計..... | 4 |
| 第3章 対象施設の個別情報..... | 8 |
| 1. 対象施設の用途分類指標..... | 8 |
| 2. 対象施設の用途分類別一覧..... | 10 |
| 3. 対象施設の河内長野市における割合と構成比..... | 12 |
| 4. 対象施設の用途分類別個別情報..... | 13 |
| (1) 用途分類「所管」：公用（評価対象1施設/16,908㎡）..... | 13 |
| (2) 用途分類「所管」：教育文化（評価対象39施設/173,745㎡）..... | 15 |
| (3) 用途分類「所管」：福利厚生（評価対象14施設/20,750㎡）..... | 56 |
| (4) 用途分類「所管」：建設交通（評価対象5施設/16,152㎡）..... | 71 |
| (5) 用途分類「所管」：警察消防（評価対象3施設/4,757㎡）..... | 77 |
| (6) 用途分類「所管」：その他庁舎（7施設/19,060㎡）..... | 81 |
| (7) 用途分類「所管」：公営企業..... | 89 |
| 第4章 まとめ..... | 90 |

第1章 施設白書とその活用について

1. 公共建築物を維持保全・有効活用するための施設白書の作成

河内長野市は、昭和40年代からの大規模団地開発により、人口増加や行政需要の拡大を背景に都市基盤整備を進めるとともに、多くの施設を建設してきました。しかし、今後は人口減少、少子高齢社会の中、これらの施設を現在の姿のまま維持することは非常に困難になるという問題意識から、「公共施設の維持保全・有効活用方針」を策定することとなりました。

本白書は、この方針策定の裏付けとなるバックデータを提供するとともに、今後、基本方針や基本計画を策定する際の基礎資料として位置付けています。本白書で扱う対象施設は、市役所、学校、公民館などの「公共建築物」で、本市が保有する公共建築物の実態把握を行い、次のステップに進むための材料づくりを行っております。

本白書の内容から問題抽出を行い、整備対象施設の抽出を行うことが目的です。

本白書を活用し、今後の次世代に合った保有施設の再構築への着実な一歩へと繋げていくために、次の段階へと進めていくことが重要であると考えています。

2. 施設白書の全体構成

施設白書の全体の流れは、図 1-1 の通りです。

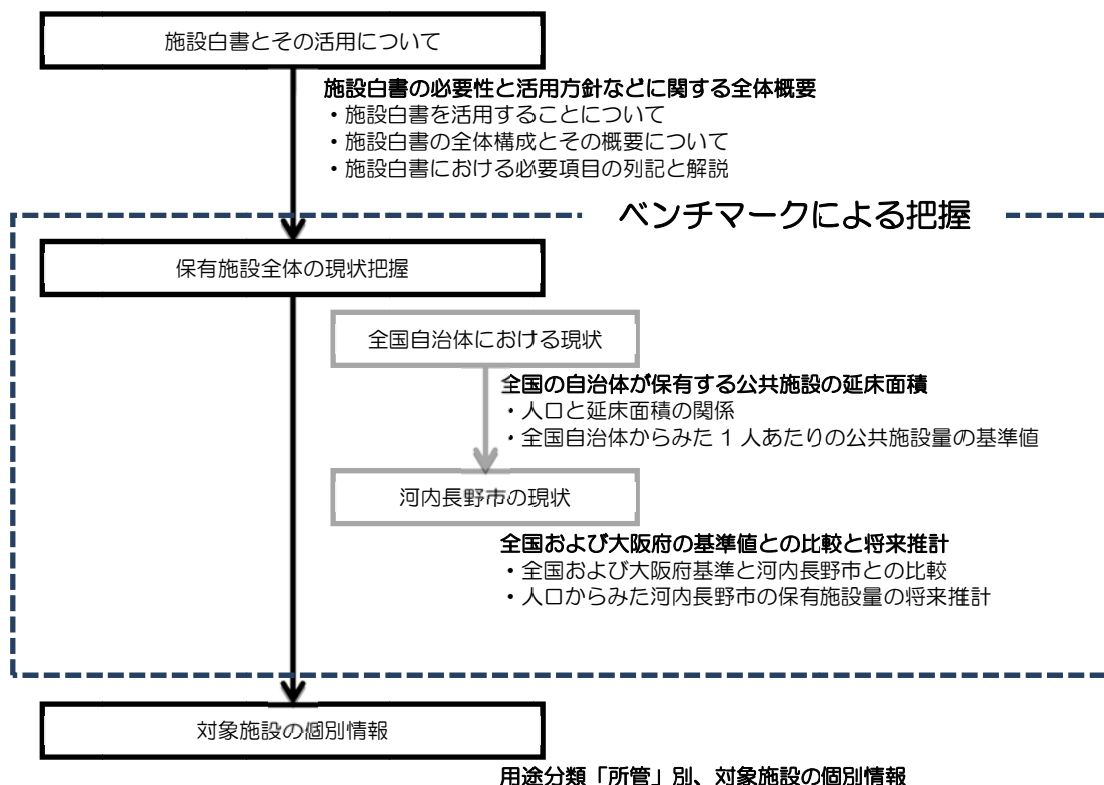


図 1-1 施設白書の全体構成

第2章 保有施設全体の現状把握

1. 全国自治体における保有施設の現状

全国の自治体の基本情報のうち、保有施設の総延床面積と人口について、その関係を示したのが図 2-1 です。ここから、市区町村では、保有施設の総延床面積と人口とは、ほぼ比例関係にあることがわかります。ただし、ここではy切片を0としています。

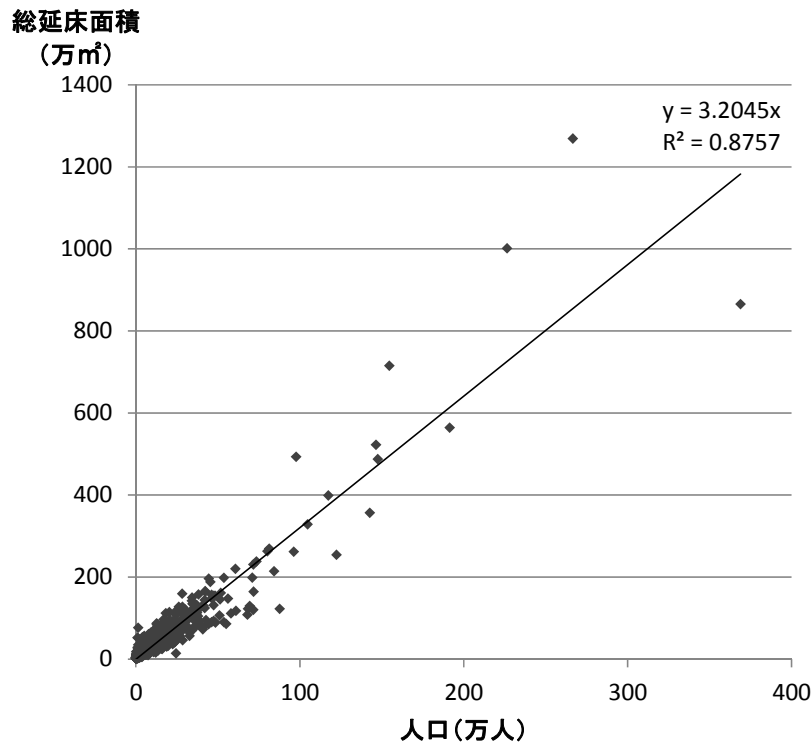


図 2-1 全国自治体における保有施設の総延床面積と人口の関係

ここから、人口 1 人あたりの公共施設の延床面積は、約 3.2 m²程度であると思われます。

2. 河内長野市における保有施設の現状と将来推計

(1) 基準値による比較

河内長野市における保有施設の総延床面積を、人口 1 人あたりでみると、およそ 2.3 m²となります。これは全国基準の約 3.2 m²を下回っているものの、どのような種類の公共施設であっても、全国基準以下であるとは限りません。

そこで、公共施設を「本庁舎」「消防施設その他」「小学校」「中学校」「公営住宅」「公園」「公共用財産その他」「普通財産」の 8 分類に区分し、それぞれについて全国基準、および大阪府基準と河内長野市の実態を図 2-2 に示しました。なお「公共用財産その他」には、高等学校・図書館・博物館・美術館・公民館・高齢者福祉施設・体育館・清掃施設が含まれ、「普通財産」には宅地等が含まれています。

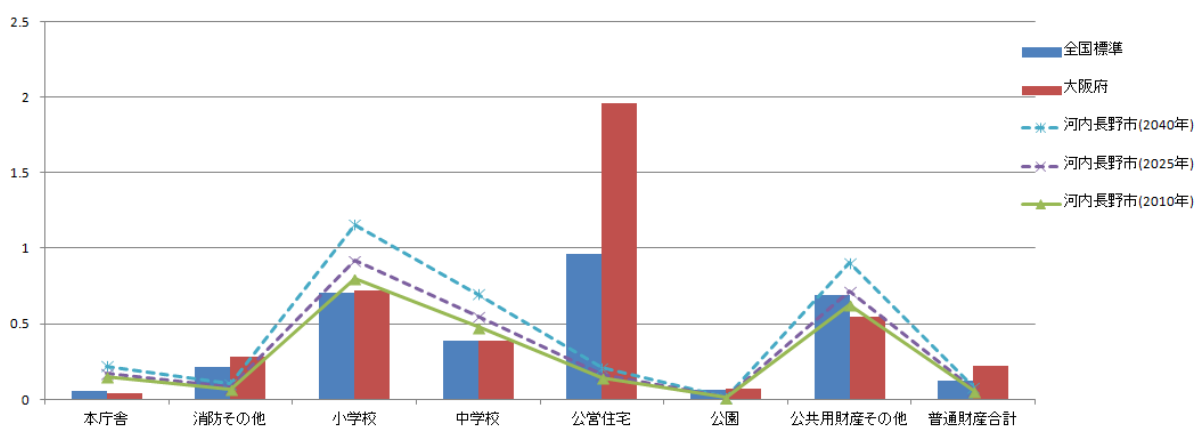


図 2-2 全国標準および大阪府内の自治体と河内長野市との比較
(人口 1 人あたりの延床面積による)

比較の結果、全国的にみても、大阪府における公営住宅の保有延床面積は 2 倍ほどありますが、この傾向は河内長野市にはなく、大阪府の基準のみならず、全国基準をも大きく下回っていることがわかります。

河内長野市において、基準を上回っているのは「本庁舎」と「小学校」、「中学校」です。しかし、これらは河内長野市の面積や人口分布にも由来するので、単純に多いと決定することはできませんが、人口分布や人口密度、また将来推計を含めて、学区毎などの現状確認等は必要であるといえます。また、「公共用財産その他」も、大阪府の基準のみ上回っています。

(2) 地図表示による人口 1 人あたりの総延床面積とその将来推計
 1 人あたりの総延床面積とその将来推計を図 2-3～図 2-6 に示します。

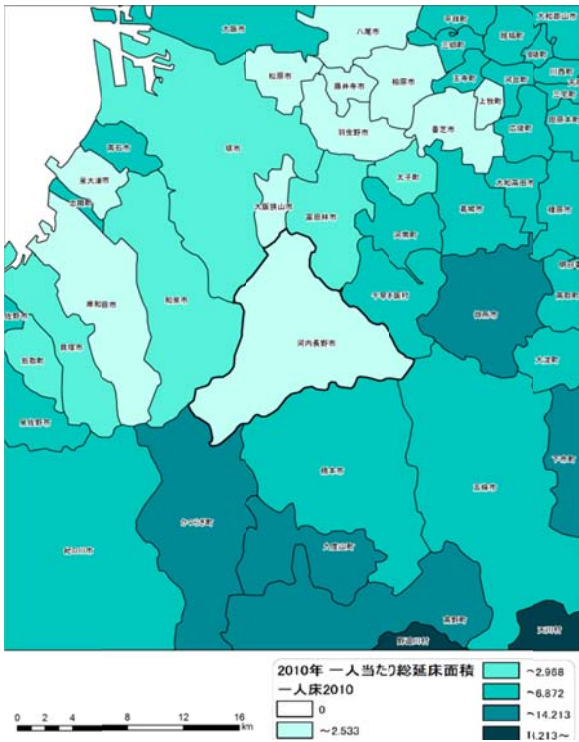


図 2-3 1 人あたりの総延床面積
 (2010 年)

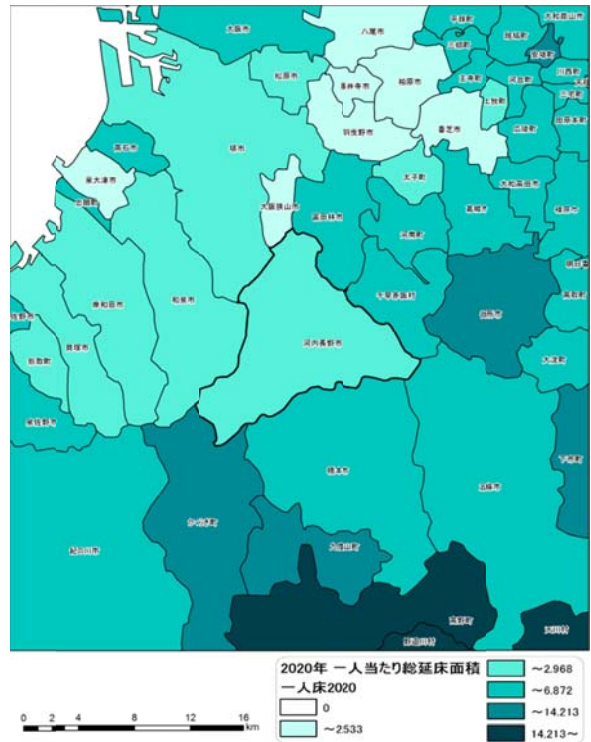


図 2-4 1 人あたりの総延床面積
 (2020 年推計)

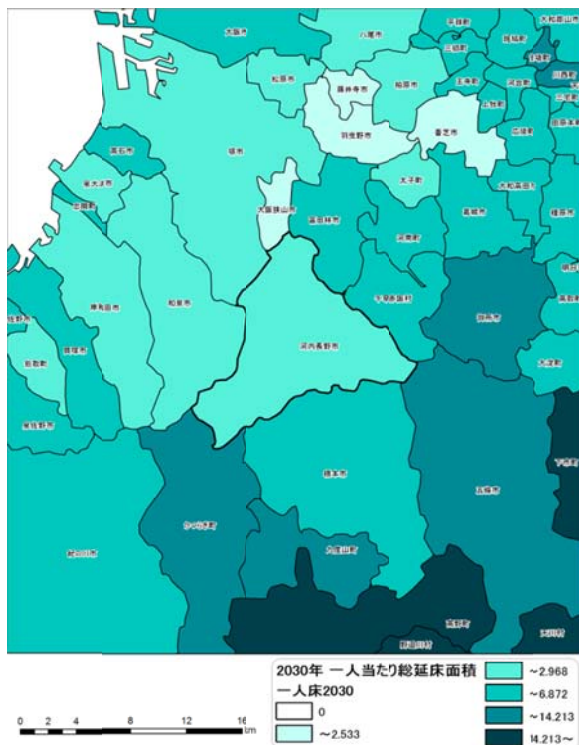


図 2-5 1 人あたりの総延床面積
 (2030 年推計)

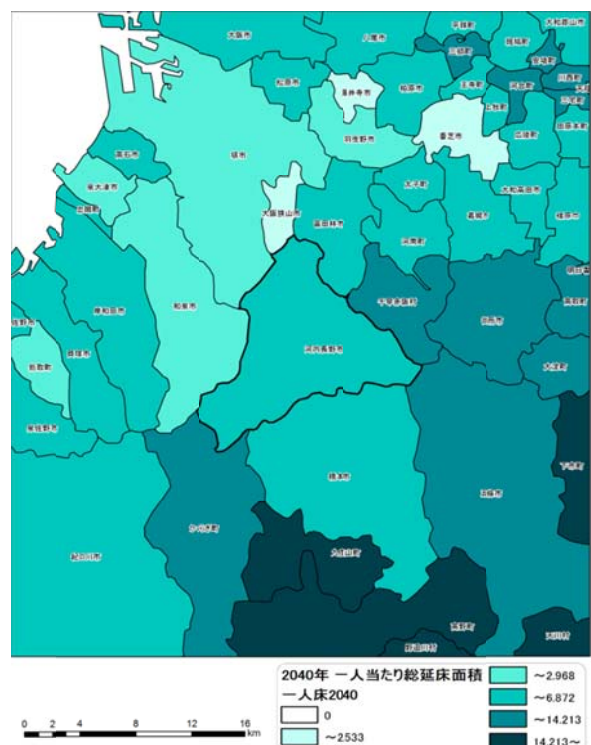


図 2-6 1 人あたりの総延床面積
 (2040 年推計)

ただし、総延床面積は 2010 年の施設量のまま一定と仮定しています。また将来推計を行った人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を用いています。

前述しているように、自治体によって事情が異なるため、単純比較することはできません。ここでは河内長野市は、現在の公共施設の保有状況からみても、将来的に市民 1 人あたりの延床面積は増加していくことがわかります。これは市民の負担の増加を意味しており、現状の延床面積量を維持することは難しいといえます。

さらに、2010 年の地図について、公共施設を「本庁舎」「消防施設その他」「小学校」「中学校」「公営住宅」「公園」「公共用財産その他」「普通財産」の 8 分類に区分した場合の図を図 2-7～図 2-14 に示します。

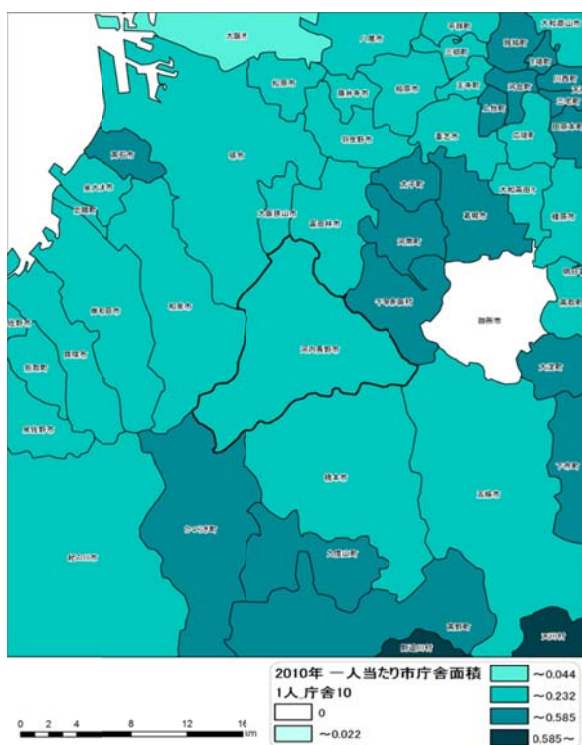


図 2-7 本庁舎の延床面積
(1 人あたり・2010 年)

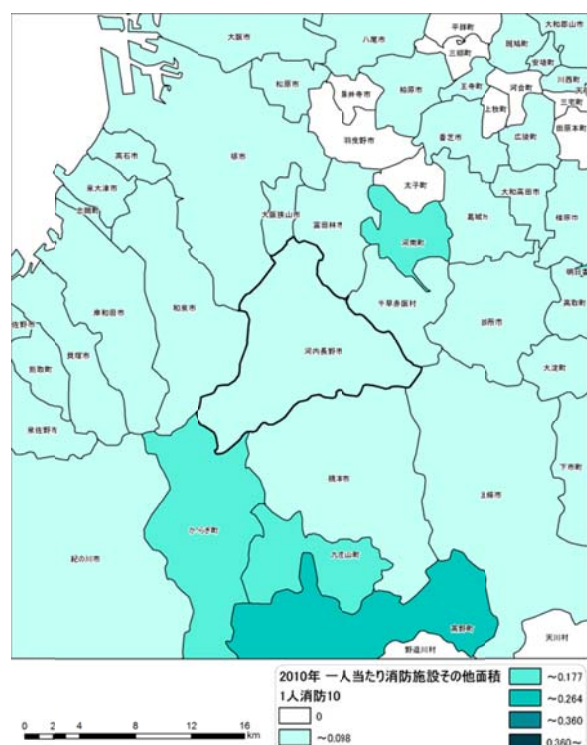


図 2-8 消防施設その他の延床面積
(1 人あたり・2010 年)

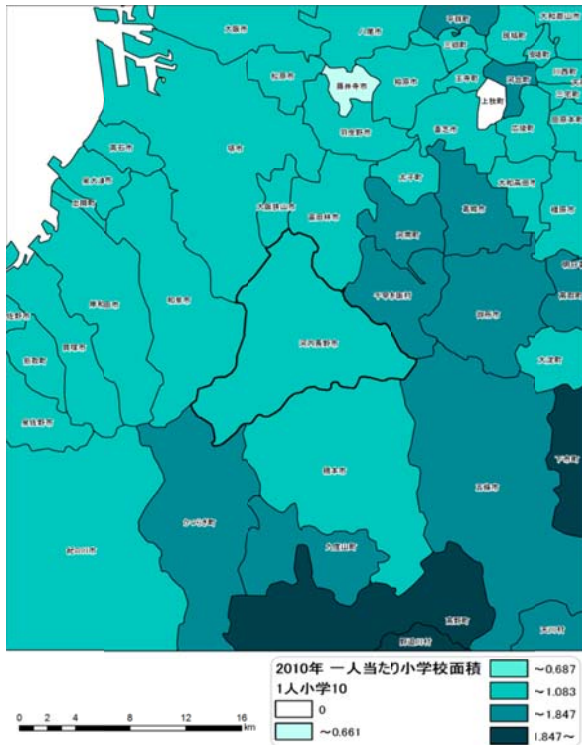


図 2-9 小学校の延床面積
(1人あたり・2010年)

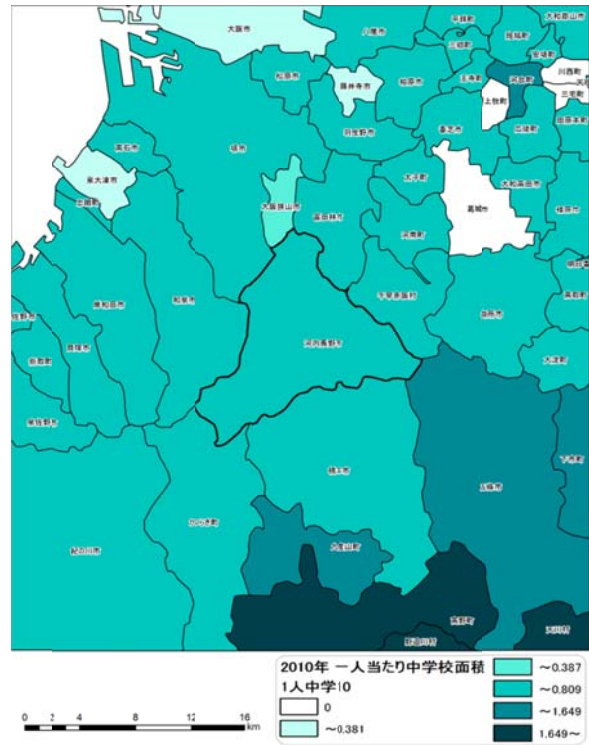


図 2-10 中学校の延床面積
(1人あたり・2010年)

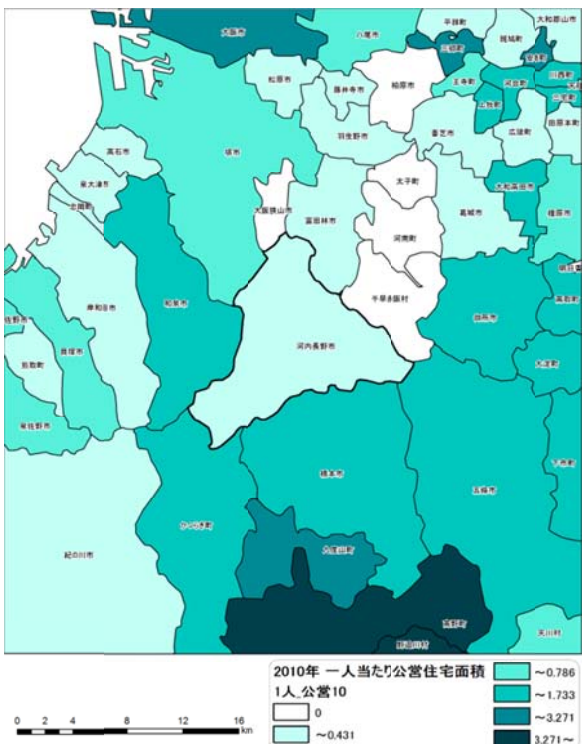


図 2-11 公営住宅の延床面積
(1人あたり・2010年)

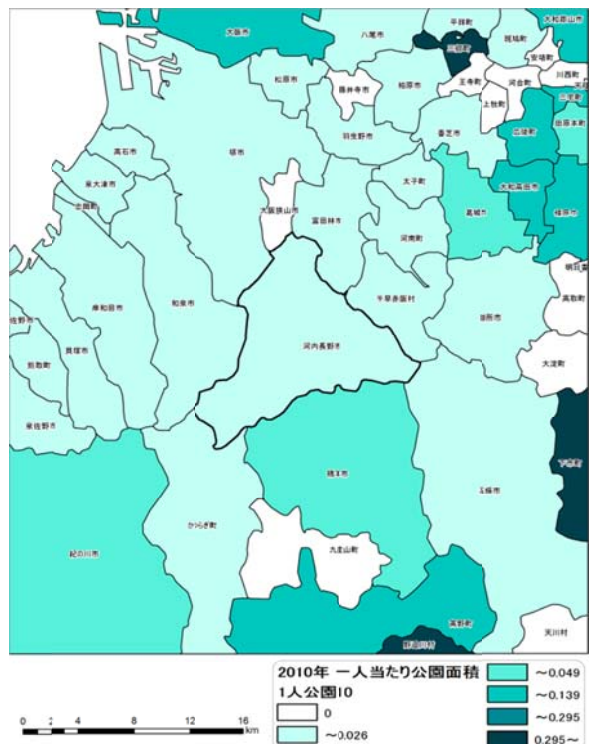


図 2-12 公園の延床面積
(1人あたり・2010年)

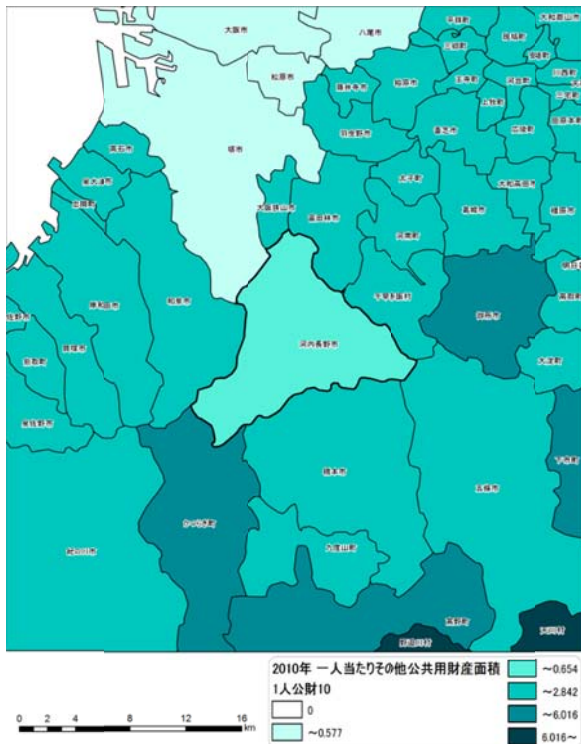


図 2-13 公共用財産その他の延床面積
(1人あたり・2010年)

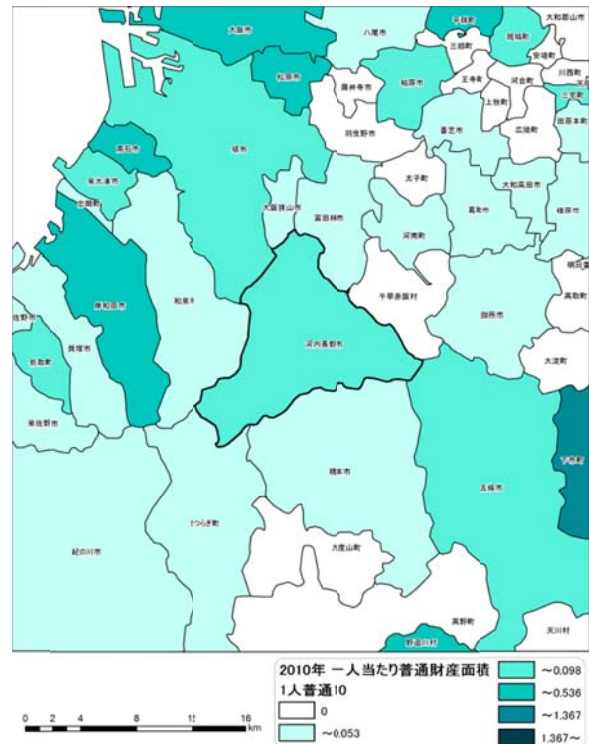


図 2-14 普通財産の延床面積
(1人あたり・2010年)

周辺自治体の1人あたりの延床面積からみても、本庁舎と小学校、中学校の延床面積はやや大きいことがわかります。ですが、いずれも前述したように、現状確認の必要があるにすぎません。また、施設毎に経年も違うため、このような施設情報も含んで、さらに人口や財政状況など、自治体の状況も含めた判断をする必要がありますが、そのようなさまざまな情報と組み合わせるための参考資料のひとつとすることができます。